

議案第 28 号

北本市災害見舞金等支給条例の一部改正について

北本市災害見舞金等支給条例の一部を次のように改正する。

平成 23 年 5 月 13 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市災害見舞金等支給条例の一部を改正する条例

北本市災害見舞金等支給条例（平成 4 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号中「70,000 円」を「100,000 円」に改め、同条第 2 号中「35,000 円」を「50,000 円」に改め、同条第 3 号中「20,000 円」を「30,000 円」に改め、同条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 住居の一部損壊 1 世帯につき 20,000 円

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の北本市災害見舞金等支給条例の規定は、平成 23 年 3 月 11 日以後に発生した災害から適用する。